

1. 議事日程

〔令和6年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

令和6年9月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 同意第4号 安芸高田市副市長の選任の同意について |
| 日程第3 | 議案第57号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第65号 訴えの棄却について
(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟) |
| 日程第5 | 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第62号 安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 認定第1号 令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第2号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第3号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第4号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第5号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第6号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第7号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第8号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第9号 令和5年度安芸高田市巾着財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第10号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第11号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第12号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第13号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第14号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第15号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第16号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第23 | 議案第70号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第24 | 発議第3号 さらになる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負 |

担制度拡充を求める意見書について

日程第25 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	小松 かすみ	2番	水戸 眞悟
3番	南澤 克彦	4番	田邊 介三
5番	山本 数博	6番	新田 和明
7番	芦田 宏治	8番	山根 温子
9番	先川 和幸	10番	石飛 慶久
11番	山本 優	12番	穴戸 邦夫
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	児玉 史則	16番	大下 正幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

8番	山根 温子	9番	先川 和幸
----	-------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市長	藤本 悦志	副市長	米村 公男
教育長	永井 初男	危機管理監	神田 正広
総務部長	新谷 洋子	企画部長	高下 正晴
市民部長	内藤 道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志
産業部長	森岡 雅昭	建設部長	河野 恵
消防長	吉川 真治	教育次長	柳川 知昭
教育参事	和田 治子	総務課長	佐々木 満朗
財政課長	沖田 伸二	政策企画課長	黒田 貢一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	高藤 誠	事務局次長	藤井 伸樹
総務係長	日野 貴恵	主事	實村 峻



午前10時00分 開議

○大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより、令和6年第3回安芸高田市市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。

○高藤議会事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。第2点、教育長より2023年度分教育委員会事務の点検・評価報告書についての報告がありました。第3点、監査委員より令和6年8月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○大下議長 以上で諸般の報告を終わります。
続いて本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
山本議会運営委員長。

○山本優議会運営委員長 報告いたします。
本日の会議の運営につきまして、去る9月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程に追加しましたので報告いたします。
追加案件となる同意第4号は、提案理由説明の後、採決を行うことといたしました。次に、議案第70号及び発議第3号の2件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。

○大下議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において8番山根議員及び9番 先川議員を指名いたします。



日程第2 同意第4号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○大下議長 日程第2、同意第4号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

皆さん、おはようございます。

提案理由について御説明申し上げます。

本件は、杉安明彦さんを、本年10月12日付で新たに安芸高田市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

杉安明彦さんは、昭和58年に旧向原町に奉職され、向原町職員として、また、市町村合併を経て安芸高田市職員として39年間にわたり、総務部長をはじめとする多くの要職を経験されているとともに、行財政に係る豊富な知識を活かして的確に職務を遂行され、その卓越した行政手腕は衆目の一致するところでございます。また、優れた見識、人格ともに安芸高田市の副市長として適任であると確信をしております。

御審議の上、御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○大下議長

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第4号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第57号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第65号 訴えの提起について

(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟)

○大下議長

日程第3、議案第57号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条

例」の件及び日程第4、議案第65号「訴えの提起について」（安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟）の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長

総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年9月6日付で本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、9月18日に総務文教常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第57号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」は、情報公開請求について、昨年度以降、多大な文書量の公開を求める請求が増加し、公開決定の期限を延長する件数が急激に増加している。

このことから、適切な事務処理期間を確保するため、公開決定期間を当該決定請求のあった日から「15日以内」を「30日以内」に変更するもの。これにより、トータルの公開決定期間が現行の「45日」から「60日」に変更となる。

また、条文の一部の誤解を招く表記が見受けられたため、明確に伝わるよう改めるもの、との説明がありました。

審査の過程において、委員より「12条第1項をなぜ15日から30日にしたのか」との質疑があり、執行部より「公開決定の延長をする際には、延長の手続が必要となる。公開決定等の延長通知書を作成する事務に係る作業量を減らし、その分、公開決定に向けての事務に注力したいと考えている。決して期限まで引っ張るというものではなく、真摯な対応を心がけてまいりたい」との答弁がありました。

また、委員より「周辺の自治体は15日だが、どうお考えか」との質疑があり、執行部より「本市の実態だが、昨年、延長件数が13件と急激に件数が増えている。延長の手続を経ないことで、公開請求された文書を出すまでの日数が減り、市民サービスの向上につながると考えている。30日以内に発行するよう心がける、できたものはすぐ公開することを原則として、この改正を提出した」との答弁がありました。

また、委員より「15条第1項及び第2項について、誤解を招く表現を改めるとの説明だったが、どのような誤解があったのか」との質疑があり、執行部より「15条第1項は、公開請求をしたことに対して、手数料がかかることを明記している。第2項では、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用が、前項に規定する額を超えないときは徴収しないという記述しかなかった。超えた場合の記載がなかったため、その点を明記した」との答弁がありました。

また、委員より「公開決定期限の最大45日間に間に合わなかったものはないとのことだった。であれば、45日以内を60日以内とする必要はないのではないか」との質疑があり、執行部より「職員は公開請求以外の事務にも従事している。延長させないために、やむなく時間外勤務で対応していることもある。また、この45日には土日祝日も含まれており、間に合わせるために時間外で対応している実情がある」との答弁がありました。

質疑後の討論において、反対討論があり、「情報公開条例の目的として、市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任に鑑み、とあり、また、もって開かれた市政の実現に資することを目的とするところ。公開請求に係る事務作業が増えているのは分かるが、延長を30日または60日とする理由が答弁を聞いても不透明だった。

また、45日以内にこれまでできていたものが60日、約2カ月となってしまい、情報を求める方にとっては不利益となり、時代に逆行するおそれがある」との意見がありました。

また、委員より「15日の公開期限を30日とすることで、延長手続の作業量軽減が図られるとの説明だったが、昨年度13件中、該当したものは3件と、大きく変わる効果はないと認識した。

請求件数が増えることにより、作業量が増えている状況は認識しているが、県外から注目を集めている状況の推移を見ながら、件数が減らないようなら改めて判断すべきと考える」との意見がありました。

次に、賛成討論は、「請求事項にもよるが、その手続に相当の事務量を要すると伺った。可能な限り迅速な処理を努めていただくとともに、市民に対する説明を十分に行い、理解を得ることを申し添える」との意見がありました。

次に、議案第65号「訴えの提起について」は、平成25年に締結した、安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に関し、談合を行った株式会社富士通ゼネラルに賠償金を請求したところ、拒否されたため、損害賠償を求める訴えを提起することについて、議会の議決を求めるもので、請求金額は1億718万9,280円で、金額の内訳については、請負契約約款に基づく請負金額の20%、9,744万4,800円に対し、弁護士費用として10%を加算した額となる、との説明がありました。

審査の過程において、委員より「当該企業を相手に同じように訴えを提起する自治体はあるか」との質疑があり、執行部より「請求する自治体もあれば、しない自治体もある」との答弁がありました。

以上2議案について、慎重に審査し採決した結果、議案第57号については、原案を否決すべきものと決し、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長

以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

- 大下議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。  
これより、本案2件を個別に討論・採決を行います。  
まず、議案第57号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

- 大下議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
田邊議員。

- 田邊議員 4番、田邊です。  
議案第57号に反対の立場で討論いたします。  
委員会の中で、いろいろ質疑をさせていただきました。公開決定の期限を延長する件数が増え、現場が大変だということは理解できますが、改正部分の30日、60日が適切であると納得はできませんでした。  
また、今回、改正の背景となった2023年の請求件数と同じくらいの請求件数があったかこの状況と比較して、公開決定の期限を延長する件数が増えているのは一時的なものである可能性も否定できません。

以上のことから、議案第57号は反対といたします。

- 大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
宍戸議員。

- 宍戸議員 私は、情報公開条例改正に賛成の立場で討論に参加いたします。  
情報公開請求に基づく行政文書の公開決定期限を、現行の15日以内から30日以内に変更する、安芸高田市情報公開条例の一部改正案に賛成いたします。

理由として、私の見解を述べます。

まず1点目。執行部の説明では、多大な文書量の公開を求める請求が増加し、情報公開決定の期限延長件数が急激に増えているとありました。このことで、情報公開事務が法的に優先されるため、時間外での対応が増え、情報公開事務以外の通常の業務に支障を来すおそれがあるということ。

2つ目に、情報公開決定等の期限を30日以内とすることで、延長件数が減り、延長手続事務を減らすことは、職員の事務負担軽減につながる、また、情報公開事務対応はこれまでと同様に行われることで、市民サービスの低下になるとは限らない。

3つ目、情報公開決定等の期限30日以内は、法で定める開示決定等の期限内であり、法的にも問題はない。

これらのことから、安芸高田市の情報公開事務の現状を見ると、今回の条例改正はやむを得ないと判断いたしました。

以上により、原案賛成の討論といたします。

- 大下議長 次に、反対討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 大下議長 反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 大下議長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第57号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は否決であります。  
したがって、原案について採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第65号「訴えの提起について」(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟)の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第65号「訴えの提起について」(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟)の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第5 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第62号 安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例
- 大下議長 日程第5、議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件及び日程第6、議案第62号「安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。
本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
山根産業厚生常任委員長。
- 山根産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年9月6日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、9月19日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国の省令改正に伴い、小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所の保育士・保育従事者の配置基準を、満3歳児は「児童おおむね20人につき1人以上」から、「児童おおむね15人につき1人以上」へ、満4歳以上児は「児童おおむね30人につき1人以上」から、「児童おおむね25人につき1人以上」へ、それぞれ改正する。

なお、本市には今回の条例改正の対象となる事業所はないとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「対象となる小規模事業所のうち、C型は除くとあるが、C型の対象はどのようなものか」との質疑があり、執行部より「C型は小規模保育園の中でも最も家庭的保育に近い形態であり、一番規模が小さいものである」との答弁がありました。

次に、議案第62号「安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例」は、小型合併浄化槽の移管制度により、市が維持管理している合併浄化槽について維持管理費、修繕費が増大している要因となっていることから、個人で設置した小型合併浄化槽の管理を市の管理に変更する移管制度を廃止するものである。

今後は、公共浄化槽等整備推進事業により、浄化槽の入替えを推進する、との説明がありました。

審査の過程において、委員より「合併浄化槽については今後、個人で全て管理するのか」との質疑があり、執行部より「以前は個人設置型浄化槽に対して補助金を出していたが、現在は制度を廃止している。今後、市設置型で整備する浄化槽は全て市で管理を行い、その管理に対し使用者から下水道料金として負担をしていただく」との答弁がありました。

以上の2議案について、慎重に審査、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これより、議案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認めます。
 以上で討論を終結いたします。
 これより、議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件及び議案第62号「安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。
 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
 本案2件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。



- 日程第7 認定第1号 令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第13号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第14号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第15号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第16号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○大 下 議 長 日程第7、認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第22、認定第16号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの16件を一括して議題といたします。
 本案16件は予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長

から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長

予算決算常任委員会委員長報告をします。

定例会の初日において、本委員会に付託された、認定第1号から第16号までの、令和5年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の決算の状況について、審査の経過と結果を報告します。

付託のあった16件の認定案件について、9月11日、12日の両日、執行部へ説明員の出席を求め、歳入・歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について審査しました。

令和5年度普通会計の決算規模は、歳入総額が214億3,247万3,000円、歳出総額が208億316万6,000円となり、決算規模は歳入歳出ともに前年度を上回るものとなりました。

実質収支は5億2,387万3,000円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、マイナス2億542万4,000円でした。

単年度収支に財政調整基金積立金13万3,000円を加え、財政調整基金取崩し額2億2,726万6,000円を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス4億3,255万7,000円でした。

財政指標では、経常収支比率は92.1%と前年度よりも改善し、その要因としては、経常的な歳入が約1億円増加し、経常的な歳出が約2億円減少したことで、歳入増は地方税が影響し、歳出減は公債費と物件費が影響しているとのことでした。

実質公債費比率は10.9%で、将来負担比率は62.9%と、いずれも国が示す財政健全化に取り組むべしとする基準を大きく下回っています。

審査の経過ですが、一般会計において出された主な質疑と答弁は、次のとおりです。

危機管理監の審査の中で、交通安全推進事業について、委員より「グッドドライバーレッスンについて継続的に実施する上で、今後の開催の在り方の検討を課題として挙げているが、詳細を伺う」との質疑があり、執行部より「参加者の移動や会場内の事故防止のため、多くのスタッフが必要であること。また現在は、NPO法人が中心となって運営しているが、今後は地元関係者での運営を見据えた事業展開を考える必要がある」との答弁がありました。

総務部の審査の中で、職員人事管理事業について、委員より「人事評価制度について、昇給や昇進につながるようなシステムにする必要があると思うが、今後の展開について検討をしているのか」との質疑があり、執行部より「評価を処遇に反映していくことが一番の課題である。本格的な運用ができるよう、今年度中に制度設計を行いたい」との答弁がありました。

企画部の審査の中で、償還金等管理事業について、委員より「縁故債の利率見直しを9件行っているが、成果について伺う」との質疑があり、

執行部より「当初、借入れの際、10年後に利率見直しの協議をすることで開始しているが、9件のうち4件は利率を据え置くという協議になった。5件は利率が上昇し、若干増額という結果になった」との答弁がありました。

また、生活路線確保対策事業について、委員より「持続可能な公共交通システムの構築に向け、利用者の利便性を向上させていくことが課題に挙がっている一方、お太助ワゴン利用者満足度では、96.2%の方が満足だと回答している。整合性がないと思われるが、どのようにして満足度を出しているのか」との質疑があり、執行部より「利用者満足度は毎年、お太助ワゴンの利用者にアンケートを実施しており、その数値を積み上げたものである。乗り合いなので安価であるが、利便性が悪いところはあつた。次年度以降、市内全域の公共交通を見直す予定であり、利便性の向上に向け、取り組めるものについては取り組んでいきたい」との答弁がありました。

市民部の審査の中で、人権福祉センター運営事業について、委員より「不登校児童生徒居場所支援について、詳細を伺う」との質疑があり、執行部より「学校に行けない、または行きづらい子どもを持たれた保護者の相談を受けて生まれた事業である。学校に通った後に、吉田人権福祉センターや甲田人権福祉センターに寄ってもらい、心の悩みを職員が聴き取るといった支援をしている」との答弁がありました。

福祉保健部の審査の中で、予防接種事業・新型コロナウイルスワクチン接種事業について、委員より「事務事業評価シートで、市民参加について市の考え方が、接種することが参画であると捉えられる。ワクチン接種は個人がリスクと効果を比べて判断するものと思われるが、考えを伺う」との質疑があり、執行部より「市は、予防接種の機会を提供し、希望者が接種するものである」との答弁がありました。

また、乳幼児医療公費負担事業について、委員より「医療費助成額の増大に対し、安定的な運営のためにも、県に補助対象の拡大を要望していく必要があるとあるが、市町広域での要望にこのことは含まれているのか」との質疑があり、執行部より「市長会などを通じて県へ要望している」との答弁がありました。

産業部の審査の中で、小規模崩壊地復旧事業について、委員より「要望箇所について、長年の未着手により変状している可能性があり、現場確認をする必要があるとのことだが、変状により優先順位の変更は可能か」との質疑があり、執行部より「令和3年度までは順番に着手していたが、緊急を要するため、昨年度からチェックシートを基に優先順位を決めている。ただ、年に二、三件程度しか不採択にならないため、進まないうちに要望箇所が増加していくことも考えられる。順番が入れ替わる可能性はある」との答弁がありました。

また、外郭団体等運営指導事業について、委員より「4月に専決処分

された道の駅「三矢の里あきたかた」の改修工事の予算450万円の執行額を伺う」との質疑があり、執行部より「450万円の設計監理委託料を専決処分し、385万660円で委託契約をした。その後、6月定例会で改修工事費の3,300万円を上程したが、予算が認められなかったため、速やかに事業を中止した。既に設計の調査に入っていたため、出来高部分の47万3,000円を執行している。残り402万7,000円は、不用額として12月定例会で減額補正している」との答弁がありました。

建設部の審査の中で、市道道路維持事業について、委員より「委託とあるが、実際は職員が作業対応している場合がかなりあるように見受けられる。職員の人件費と委託料を比較して、予算を考える必要があるのではないか」との質疑があり、執行部より「倒木など、緊急を要する場合に職員が対応しており、基本的には業者へお願いをしている」との答弁がありました。

教育委員会の審査の中で、学校支援体制整備事業について、委員より「部活動支援員の配置について、学校関係者や生徒の反応を伺う」との質疑があり、執行部より「部活動指導員は、その競技に長けた人を採用しており、教員とは違った指導内容であり、生徒の反応も良い」との答弁がありました。

そのほかの特別会計並びに公営企業会計決算においては、計画された事業は適正に執行されており、歳入歳出の執行は遅延なく行われていたものと判断しました。

また、質疑後の討論において、認定第1号「一般会計決算の認定について」反対討論がありました。

内容は、「このたびの決算の中には、昨年4月に違法とも言える専決処分による道の駅「三矢の里あきたかた」の改修工事の設計委託料450万円が予算化され、47万3,000円が執行されている。

金額の大小にかかわらず、この専決処分は6月定例会において不認定になっていること、また、令和3年度、令和4年度の決算において、不認定の理由に挙げられた広報あきたかたの市政の動きについて、市長の不適切な利用などを指摘したにもかかわらず、令和5年度も改善されることなく執行されていることから、承認することはできない」との意見がありました。

次に、賛成討論がありました。

内容は、「以前からあった課題を着実に解決に向かわせながら、財政的にも、経常収支比率の改善、債務の返済も過去一番良い状況に持ってきている点、また、財政調整基金や減債基金も4年前と比べてかなり回復している点、限られた財源の中で成果を上げ、債務を返済し、貯金を増やしており、執行部が努力していると認める」との意見がありました。

以上16議案について、慎重に審査し採決した結果、認定第1号は不認定にすべきものと決定し、認定第2号から第16号までの15件については、

認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- 大 下 議 長 以上で委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

- 大 下 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論あり)

- 大 下 議 長 討論がありますので、これより本案16件を個別に討論、採決いたします。

まず、認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論ありませんか。

(討論あり)

- 大 下 議 長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

- 大 下 議 長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

金行議員。

- 金 行 議 員 令和5年度安芸高田市一般会計決算認定の賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和5年度は、安芸高田市を続けるために変えるとされた決断の中で予算が始まっております。シーリング等々で厳しい予算ではございましたが、子育て支援、学校教育等々の新規事業もあり、毛利元就入城50周年記念も実行され、我が市の令和5年度普通会計決算状況は、実質収支比率5億2,387万3,000円の黒字で、経常収支比率は92.1%となり、前年度より2.3ポイント改善しています。

平成30年度の災害もあり、その災害によって6億円の財政基金は減りましたが、令和5年度の財政基金は10億円まで回復しております。

健全化判断比率状況も前年度より改善されていて、これも職員の自らの努力を認めます。

といっても、課題は山積みしてありますが、いろんな計画を安芸高田市が進められることを期待しまして、認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算認定」の賛成討論といたします。

- 大 下 議 長 次に、賛成討論はありますか。

(討論なし)

- 大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定につい

て」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○大下議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

そのほか議案について、討論はありませんか。

（討論なし）

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件から認定第16号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの15件を一括して起立により採決いたします。

本案15件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案15件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案15件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第70号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

○大下議長 日程第23、議案第70号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 本案は、損害賠償請求訴訟に伴う費用を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○大下議長 以上で提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を201億5,220万8,000円とするものです。

これは、安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に関わる損害賠償請求訴訟に伴う弁護士委託料を追加するものです。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入ですが、19款繰入金は、財政調整基金繰入金の増額です。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、弁護士委託料を増額するものです。

- 以上で要点の説明を終わります。
- 大 下 議 長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大 下 議 長 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(討論なし)
- 大 下 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより議案第70号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第3号 さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について

- 大 下 議 長 日程第24、発議第3号「さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
芦田総務文教常任委員長。

- 芦田総務文教常任委員長 発議第3号「さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について」、提案理由の説明をします。
本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、9月18日に委員会を開き、審査した結果、採択しました。
学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながります。しかし、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっています。
義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。よって、子どもたちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保障するための条件整備として、「中学校・高等学校での35人学級を早期に実施し、少人数学級に

ついて検討すること」、「計画的な教職員定数改善を推進すること」、「学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないこと」、「教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、改善に必要な財政措置を講じること」、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること」を求める意見書を、政府に対して提出するものです。

議員の皆様のご理解をいただきますよう、お願いします。

以上、提案理由の説明といたします。

○大 下 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第3号「さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査の件について

○大 下 議 長 日程第25「閉会中の継続調査」の件についてを議題といたします。  
議会運営委員長、予算決算常任委員長及び総務文教常任委員長から、所管事務につき閉会中の継続審査の申出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、よって、本件についてはこれを承認することに決しました。  
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員